資料26－２

SPSIと
ウェブサイトの外部送信

弁護士　　森　亮二

はじめに

SPSIについて今後検討を深めていくべき事項（案）

資料４－２

スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（SPSI）について、今後の課題（報告書第３章）とされた、SPSIの対象スコープに関する課題のほか、パブリックコメントにおいて寄せられた意見を踏まえ、今後、以下のような事項について検討を深めてはどうか。

（１）SPSIの対象スコープ

①デバイス

スマートフォンとそれ以外のデバイスにおける利用者情報の取扱いについて、どのような点が共通し、又は異なるか等について調査等を行った上で対象スコープを議論すべきではないか。

②ウェブサイト

アプリケーションとウェブサイトとで取得する利用者情報の取扱いに差異があるか等について調査等を行い、関係事業者やウェブサイト運営者に対する説明やヒアリング等の必要な対応を行った上で、ウェブサイトを対象とするべきか検討すべきではないか。

（２）青少年保護

スマートフォンの低年齢からの利用が進んでおり、こどもの発達段階に対応した配慮を要することから、青少年保護の観点から取り組むべき事項、望ましい事項について検討すべきではないか。

（３）位置づけ

SPSIは、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載しているところ、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すことを検討すべきではないか。

SPI①（2012）の説明図

- 確かにSPIはアプリに関するものとして作られてきたが、本来の目的は、ユーザー情報に関する安全・安心

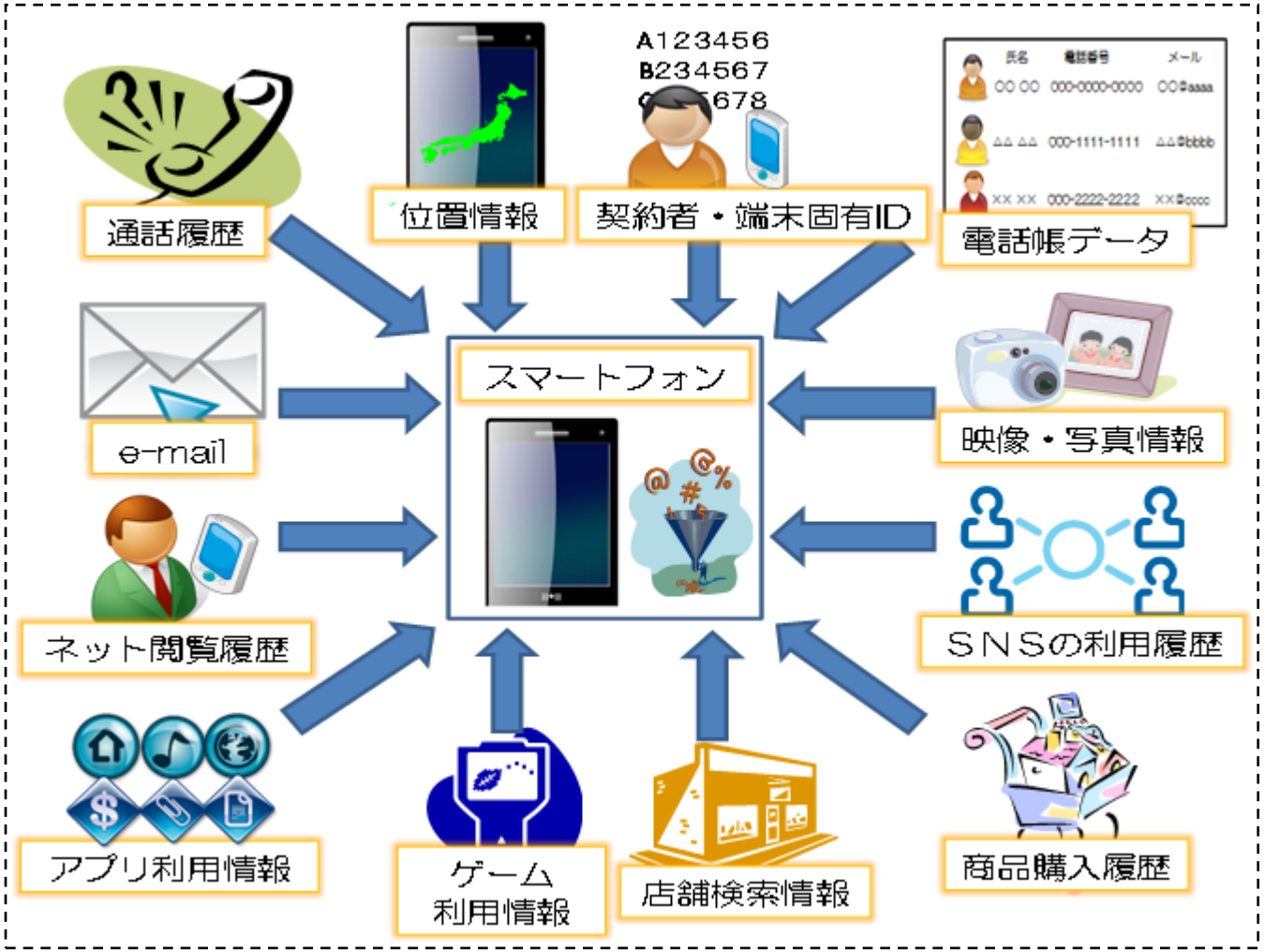

アプリの外部送信とウェブサイトの外部送信が同様に扱われてきたこと

プラ研第二次とりまとめ(2022)における モニタリングの結果説明

1　モニタリングの概要

主要な電気通信事業者及びプラットフォーム事業者における利用者情報の取扱いについて、利用者情報の取扱いの状況、利用規約・プライバシーポリシー、アプリやウェブサイトを経由した情報収集の状況、他社へのデータ提供、他社との連携の状況、サードパーティーによる情報取得への対応方針、アプリ提供マーケット、PIA・アウトカムについての考え方、個人情報保護管理者の設置状況についてモニタリングシートへの記入及びモニタリングを行った。

利用者情報の取扱いに関する主なモニタリング項目

項目１　利用者情報の取扱いの状況について
項目２　利用規約・プライバシーポリシーについて
　　(1)プライバシーポリシーの内容
　　(2)透明性確保のための工夫
　　(3)オプトアウトやダッシュボードの導入状況
　　(4)データポータビリティー等への取組状況
項目３　他アプリやサイトを経由した情報収集の状況

プラ研第二次とりまとめ(2022)における モニタリングの結果説明

（３）　他アプリやウェブサイトを経由した情報収集

他アプリやウェブサイトを経由してどのように情報収集を行っているか。【項目３】

- 他アプリやサイトを経由した情報収集の状況
- 他アプリ提供社やサイト運営者に対する情報提供
- 情報収集モジュールや JavaScript による外部送信
- 上記の場合の、他アプリ提供者やサイト運営者に対する情報提供
- 情報収集モジュールや JavaScript について、送信される情報の内容や送信先の変更等
- 複数の他アプリやサイトから収集した情報の管理

・　情報収集モジュール（イメージタグ、JavaScript のタグ、SDK 等）が設置されている場合等に、当該アプリやウェブサイトを訪問する利用者に関する利用者情報（端末情報、訪問サイト、購入履歴、閲覧した広告、他サービス利用状況等）が送付される場合がある。

プラ研第二次とりまとめ(2022)における外部送信規律の説明

利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

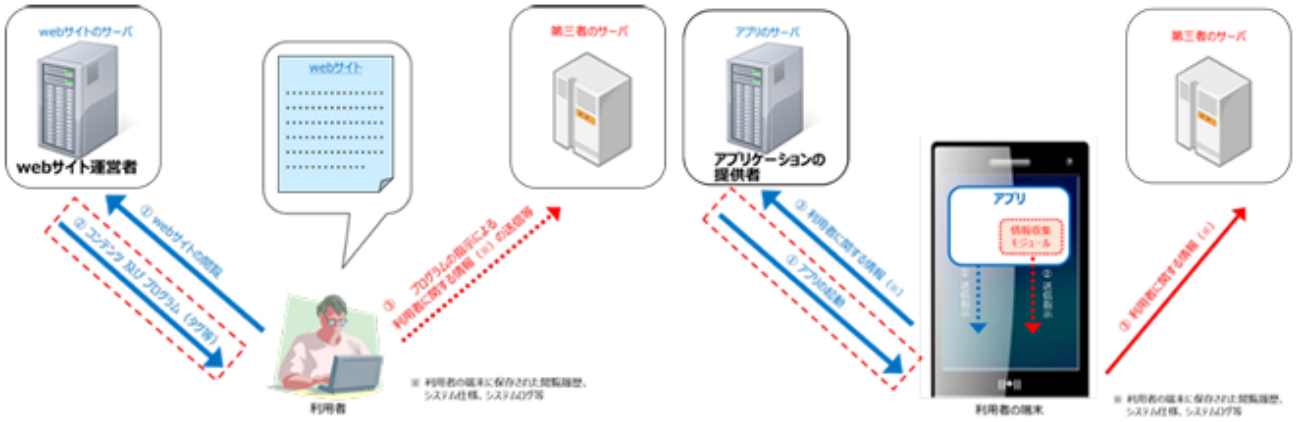

171頁

2022 年６月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第 70 号）に基づき、ウェブサイト運営事業者やアプリケーション提供事業者が利用者の閲覧履歴等の情報を第三者のサーバ等に送信するプログラム等の送信を行う際に、利用者に確認の機会を付与することを求める外部送信規律の施行に向けて、官民連携して検討を推進していくことが重要である。

172頁

ウェブサイトにおける外部送信の仕組み

クッキーとは

① サーバにアクセス（初回）

ユーザー

サーバ

② サーバがcookie（識別子）を書き込む

③ 再度サーバにアクセスするとブラウザがcookieを送信 ※

④

cookie「0123」を振られた

「0123」がまた来たな・・

※ cookieには、ドメインが書かれており、ブラウザは同じドメインのサーバにだけ送り返す。
ちなみに、ブラウザはcookie、スマホアプリは広告ID。

サードパーティへの外部送信

○×ｽﾎﾟｰﾂ
Webサイト

○×スポーツweb
……
……
……
画像

広告事業者
ｻｰﾊﾞ

④ﾀｸﾞによる
自動ｱｸｾｽ

② ｺﾝﾃﾝﾂ
＋タグ
+1Pｸｯｷｰ

①
閲覧のた
めのｱｸｾｽ

⑤
画像
+3Pｸｯｷｰ

○×ｽﾎﾟｰﾂ
webｻｲﾄか
らくるのは、
ﾌｧｰｽﾄﾊﾞｰﾃｨｸｯｷｰ
「○×001」

ユーザー

広告事業
者ｻｰﾊﾞから
くるのは、
ｻｰﾄﾞﾊﾞｰﾃｨ
ｸｯｷｰ
「AD123」

③【タグ】
○×スポーツWebサイトのタグがブラウザに「広告事業者ｻｰﾊﾞから画像を読み込め」と指示する

サードパーティへの外部送信

ユーザー

④ タグによるアクセス

⑤ 広告事業者サーバが3Pクッキーを送信

広告事業者サーバ

⑥

- ④のタグによるアクセスの際に広告事業者サーバは「〇×スポーツ」のウェブサイトの指示で来たことが分かる（1pクッキー「〇×001」をもらうことも）

- それにより、「〇×スポーツ」と広告事業者が発行した3Pクッキー「AD123」の組み合わせが広告事業者サーバで完成する。

サードパーティへの外部送信

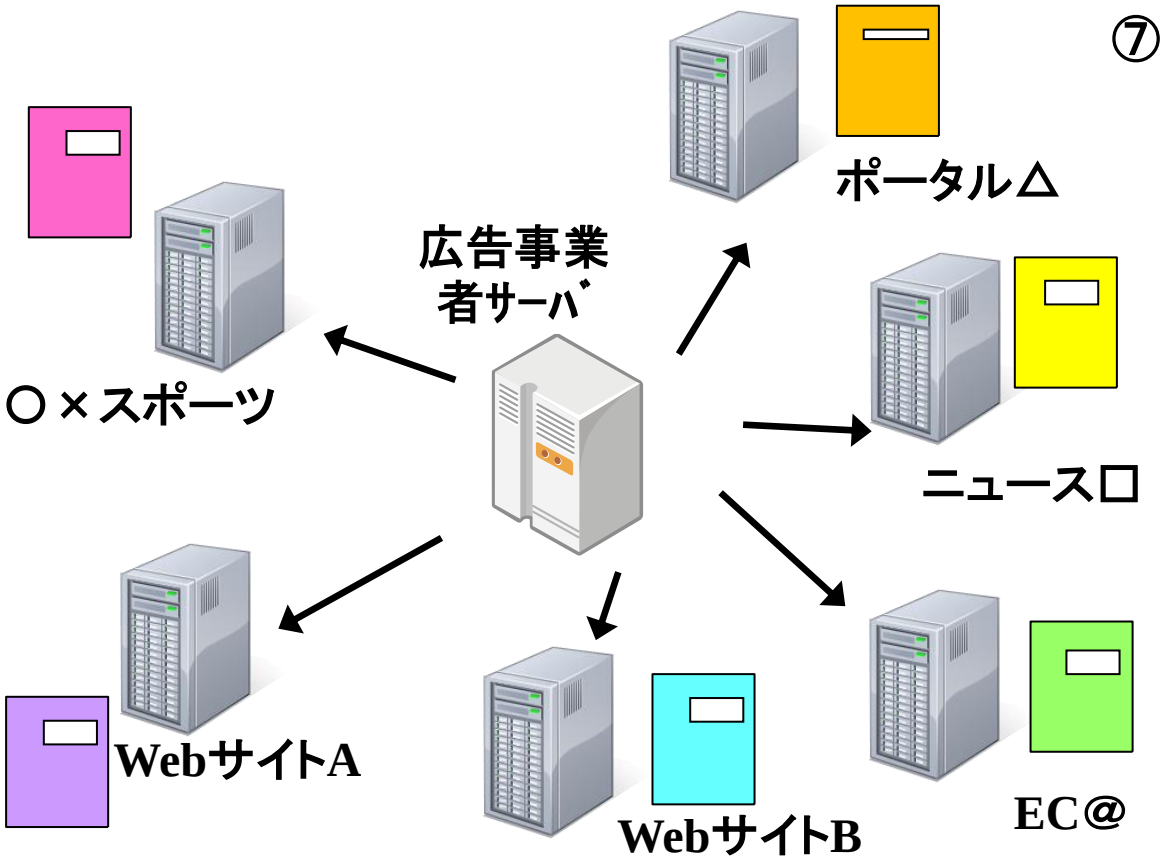

⑦
- ○×ｽﾎﾟｰﾂのwebサイトとおなじように、あちこちのwebサイトに広告事業者がタグを貼っておく。
- 消費者が、それらのサイトにアクセスするごとに、消費者のブラウザは、広告事業者ｻｰﾊﾞからもらったクッキー「AD123」を送ってくる。
- 広告事業者サーバは、どのﾌｧｰｽﾄﾊﾟｰﾃｨからアクセスを指示されたかも分かるため、「AD123」をキーにして、ウェブサイトの閲覧履歴を作成できる。

３Pクッキーによる名寄せ

広告事業者
ｻｰﾊﾞ

DMP (Data Management Platform)

AD123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01　22:10	○×スポーツ
2018/06/01　22:18	WebサイトA（ﾗﾝﾆﾝｸﾞｼｭｰｽﾞ）
2018/06/02　19:30	WebサイトB（引越し業者）
2018/06/02　19:52	WebサイトC（引越し業者）
2018/06/02　20:05	ポータル△
2018/06/04　20:30	ニュース□
2018/06/01　20:46	EC＠

※　**タグには、画像タグ（HTMLタグ）、JavaScriptタグなどがある。JavaScriptタグは、1Pクッキーや1Pでの入力情報をブラウザに送信させることができる。**

外部送信とDMPのデータベース

- このような行為は、非常に一般的に行われている。
- 法的評価の検討は、後述の外部送信の規制まで全く進んでいなかった。問題視されたこともあったが、**個人情報ではないこともあって**、事実上許容されてきた。
- 外部送信のポイントは、
  - **閲覧者に分からない形の収集であること**
  - **大々的に行われていること**
- 多くの人がウェブの閲覧をプライベートな行為と考えてしまっている（新聞や雑誌のアナロジー）。

リクナビ事件と個人関連情報

リクナビ事件ーリクルートキャリアの説明

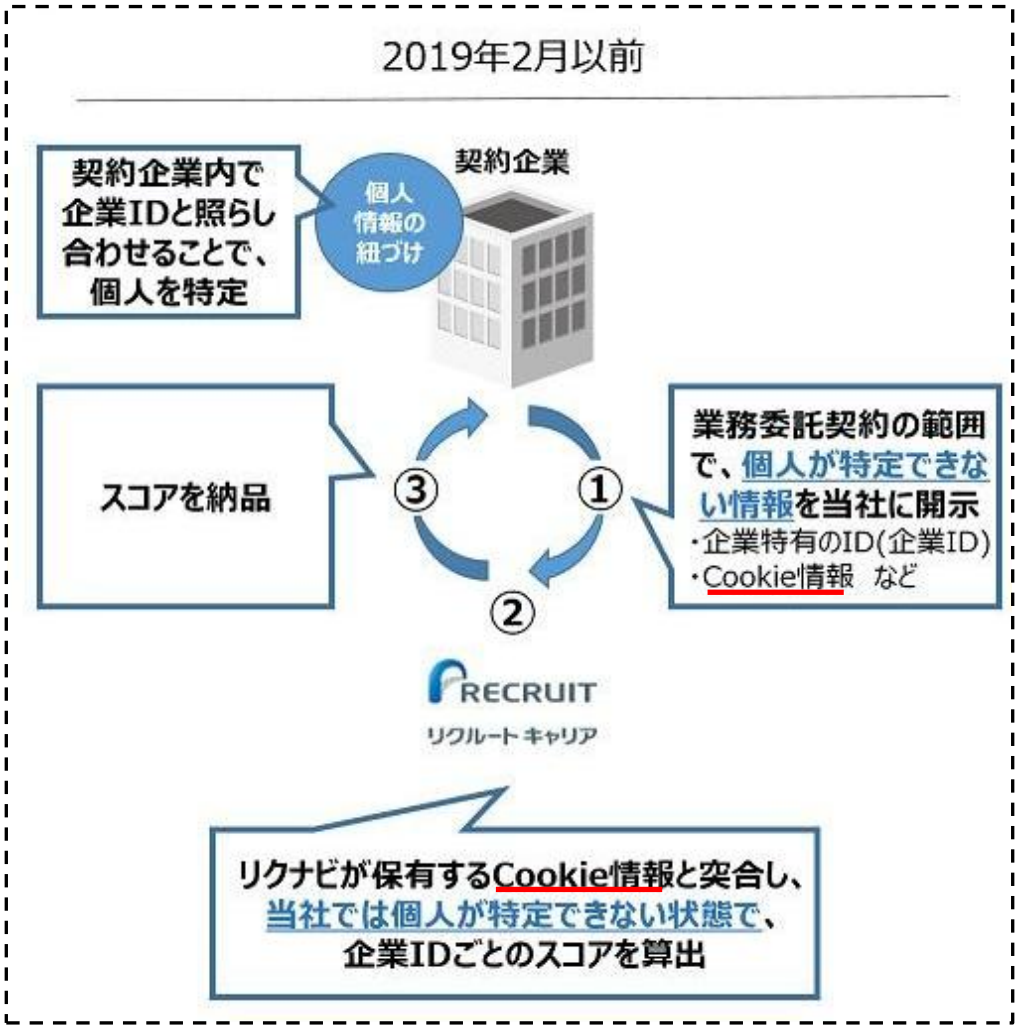

① 「cookie情報」が採用企業からリクナビへ

② リクナビでは、それをリクナビの「cookie情報」と突合し、スコアを算出

③ スコアを採用企業に納品

推測あり

リクナビ2019の仕組み

採用企業
Webサイト

採用企業
就活生アン
ケート
・・・・・
・・・・・
・・・・・
画像

リクルート
サーバ

④ﾀｸﾞによる
自動ｱｸｾｽ

② ｺﾝﾃﾝﾂ
＋タグ
+1Pｸｯｷｰ

①
閲覧のた
めのｱｸｾｽ

⑤
画像
+3Pｸｯｷｰ

ユーザー

採用企業
webｻｲﾄから
くるのは、
ﾌｧｰｽﾄﾊﾞｰﾃｨｸｯｷｰ
「saiyo001」

リクルートｻｰﾊﾞからくるのは、ｻｰﾄﾞﾊﾞｰﾃｨｸｯｷｰ
「ﾘｸﾙｰﾄ123」

③【タグ】
○採用企業Webサイトのタグがブラウザに「リクルートサーバから画像を読み込め」と指示する

リクナビ2019の仕組み

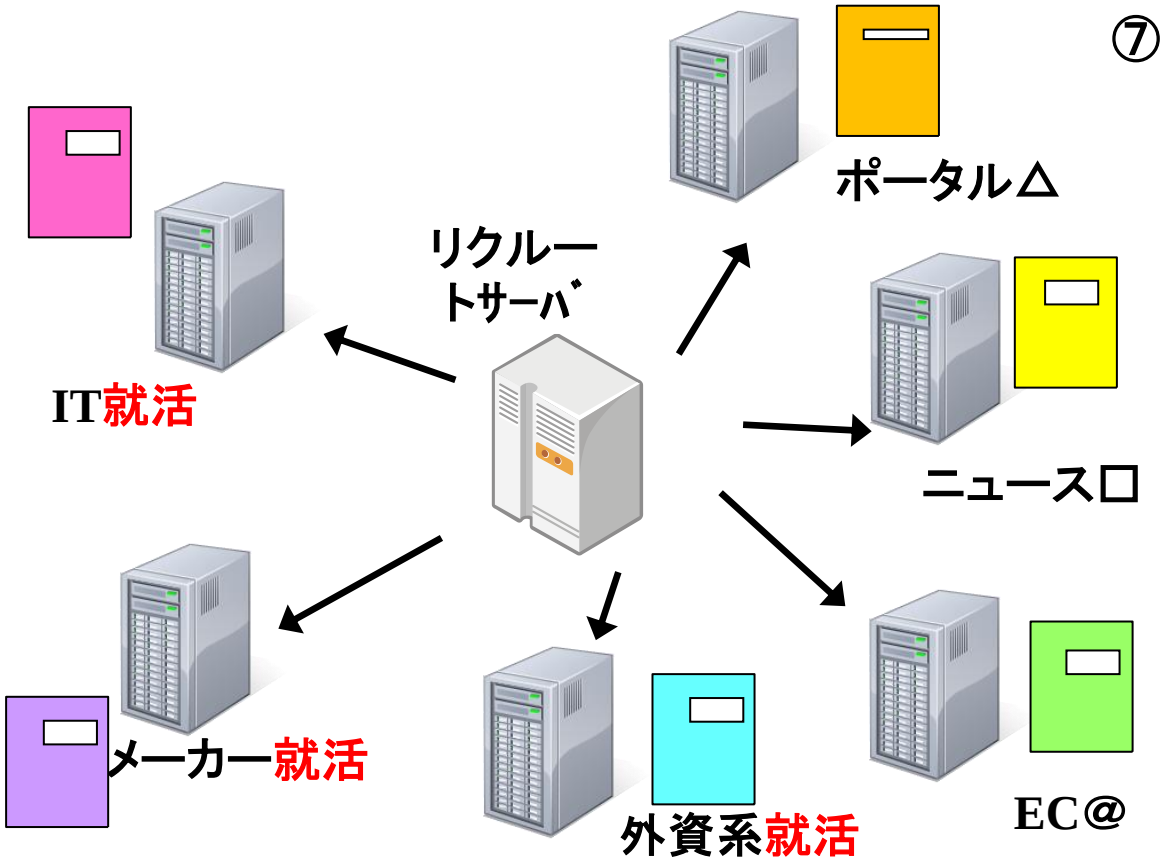

⑦
- 採用企業webサイトとおなじように、あちこちのwebサイトにリクルートが画像タグを貼っておく。
- 就活生が、それらのサイトにアクセスするごとに、就活生のブラウザは、リクルートサーバからもらったクッキー「リクルート123」を送ってくる。
- リクルートサーバは、どのファーストパーティからアクセスを指示されたかも分かるため、「リクルート123」をキーにして、ウェブサイトの閲覧履歴を作成できる。

リクナビ2019の仕組み

リクルートサーバ

リクルート123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01　22:10	IT就活
2018/06/01　22:18	外資系就活
2018/06/02　19:30	メーカー就活
2018/06/02　19:52	外資系就活
2018/06/02　20:05	ポータル△
2018/06/04　20:30	ニュース□
2018/06/01　20:46	外資系就活

この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

リクナビ2019の仕組み

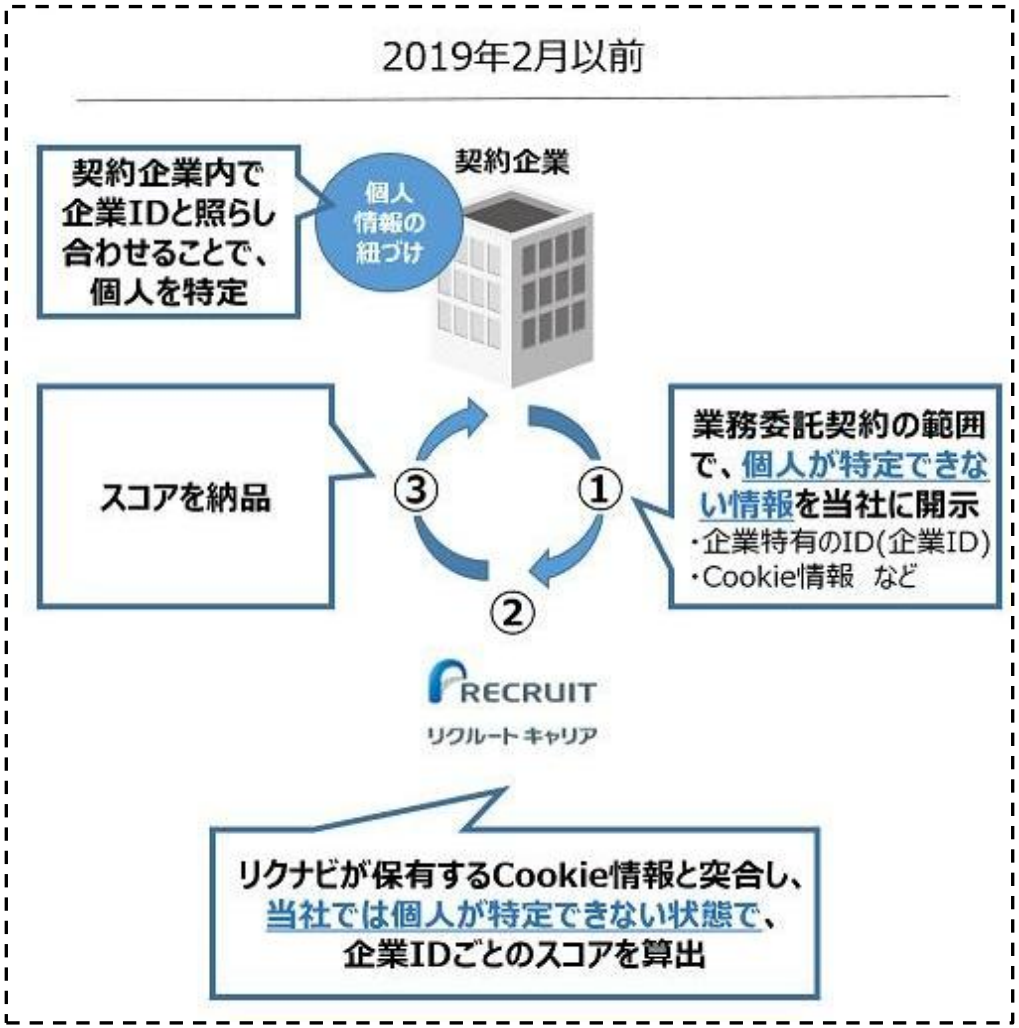

① 「cookie情報」（1stPクッキー）が採用企業からリクナビへ

② リクナビでは、その1stPクッキー（に対応する自分の3rdPクッキー）の閲覧履歴をベースにスコアを算出（リクナビでは個人が特定できない）

③ スコアを採用企業に納品し、採用企業側で就活学生情報に戻す。

リクナビ2019の仕組み

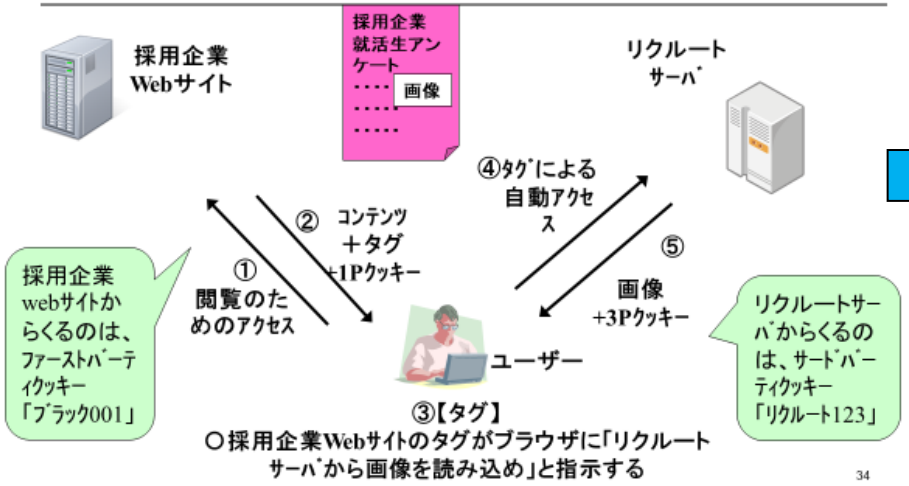

リクナビ2019の仕組み

リクルート123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	IT就活
2018/06/01 22:18	外資系就活
2018/06/02 19:30	メーカー就活
2018/06/02 19:52	外資系就活
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	外資系就活

この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

← ここまでくれば、個人関連情報として規制

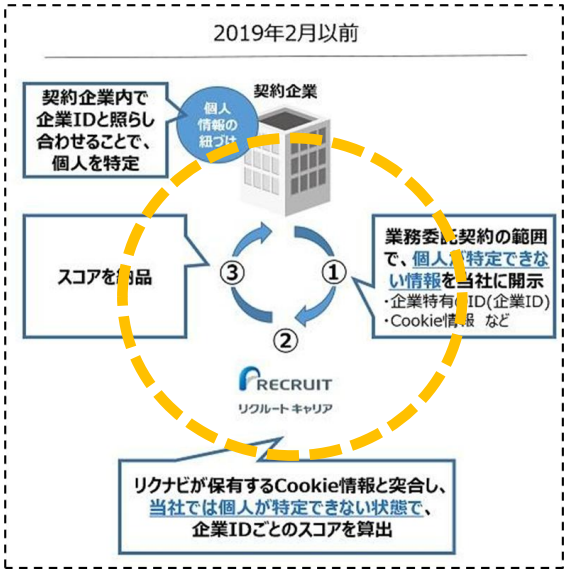

個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとして取得することが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。（§26-２）

A社

- **A社では、誰の個人データか分からない**

B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等	購買履歴
1	ミルクティー、おにぎり、アンパン･･･
2	紅茶、サンドイッチ、アイス･･･
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶･･･
4	時刻表、デジカメ、書籍･･･

B社

- **B社は、A社とID等を共有。**
- **B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。**

個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン･･･
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス･･･
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶･･･
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍･･･

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

個人情報保護員会の説明資料から

23

個人関連情報の概要

- 提供元で非個人情報なので、提供元が本人から同意をとるのは原則不可能

- **提供先が同意をとったことを提供元が確認しなければ提供してはならない、という形**にしている。

- リクナビでいえば、
  - 採用企業が「『リクナビのDMP情報を買って個人情報に紐づけるけどOK？』と就活生に尋ねて同意をとる
  - **リクルートが採用企業に対して**、↑の**同意を取って頂けましたか？という確認をする**
  - ↑の確認ができて初めてリクルートから採用企業へのスコア（個人関連情報）の提供可

- たしかにこの規制で「同意を取ればOK」にはなったが、受容性の低いケースや同意が無効となるケースが多いことに注意

ケンブリッジアナリティカ事件と
外部送信規律

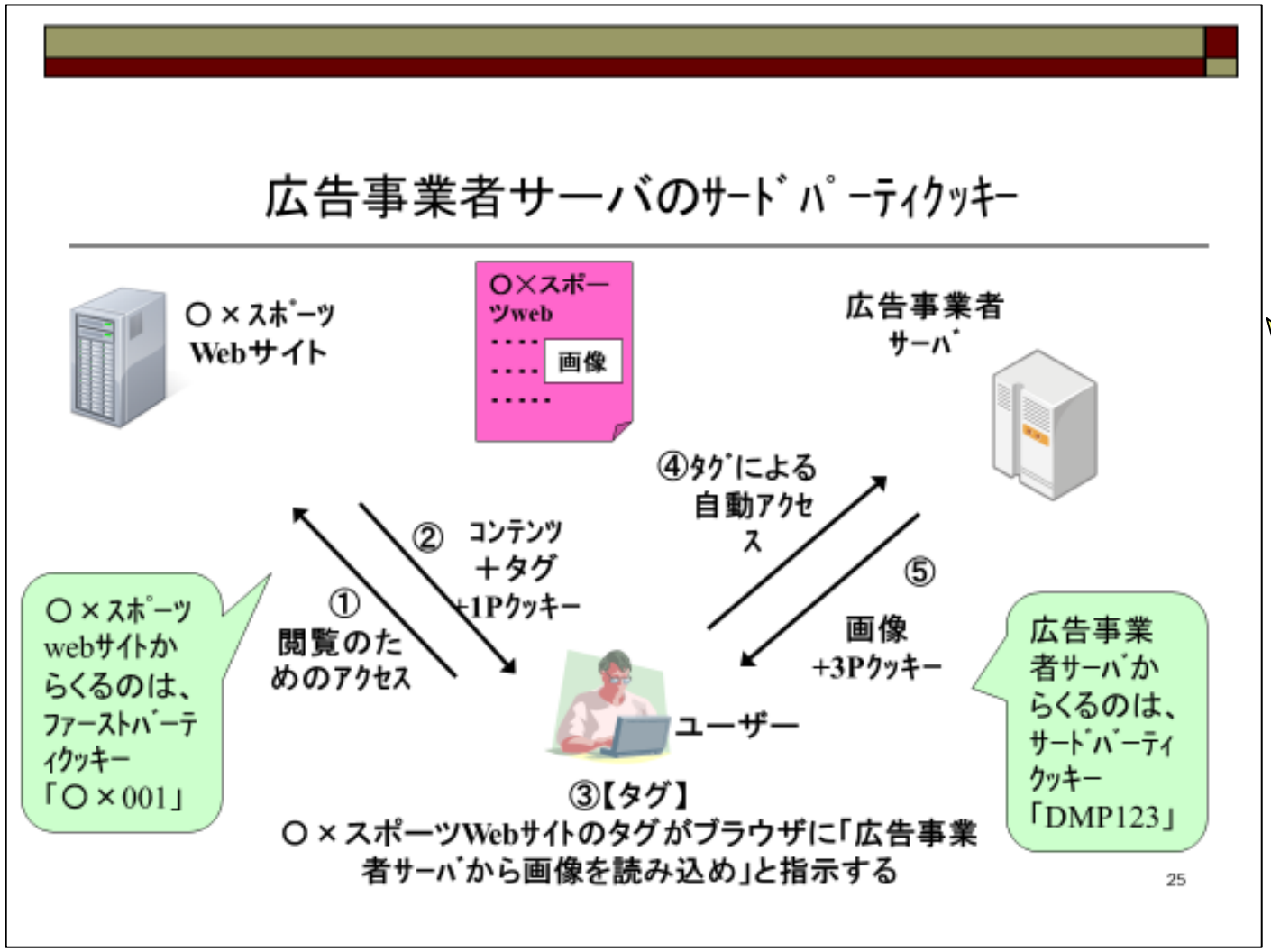

DMPのデータベースのやりとりの規制（個人関連情報）はできたけど、そもそもこれってどうなのよ？

タグの設置による「外部送信」自体の規制の必要性

電気通信事業法の目的

個人情報保護法
とは異なる

通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保

守られている

利用の変化

・通話
・メール

→ 通信の秘密

・ウェブサイト
・アプリ

守られていない

→ 通信関連プライバシー

2018/06		
2018/06		ｸﾞｯｽﾞ）
2018/06/02	19:30	WebサイトB（引越し業者）
2018/06/02	19:52	WebサイトC（引越し業者）
2018/06/02	20:05	ポータルΔ
2018/06/04	20:30	ニュースロ
2018/06/01	20:46	EC@

※「通信の秘密」には個人情報が含まれるが、それ以外にも
①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
（「電気通信役務利用者情報」も同じ ⇒ 対象範囲も違う）

電気通信事業ガバナンス検討会第15回　MyDataJapan の資料から（ちょっと改変）

リクナビ2019の仕組み

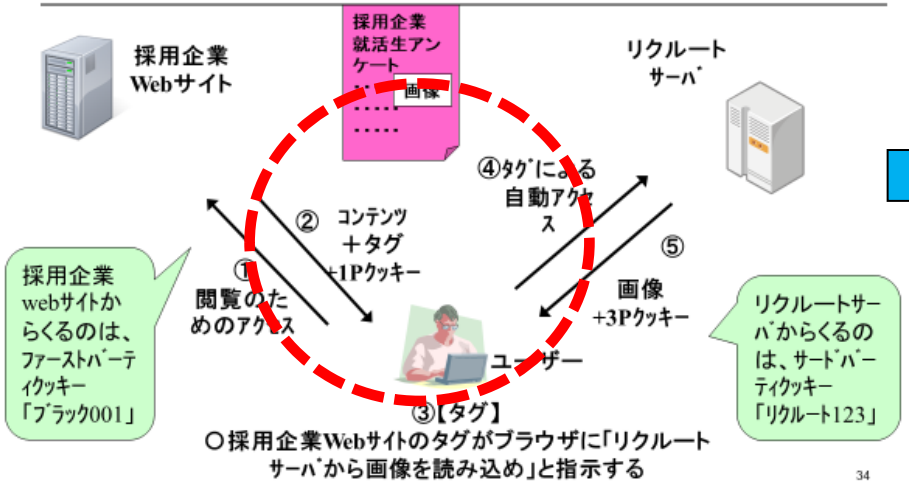

リクナビ2019の仕組み

リクルート123のブラウザのアクセス履歴

日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	IT就活
2018/06/01 22:18	外資系就活
2018/06/02 19:30	メーカー就活
2018/06/02 19:52	外資系就活
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	外資系就活

この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

36

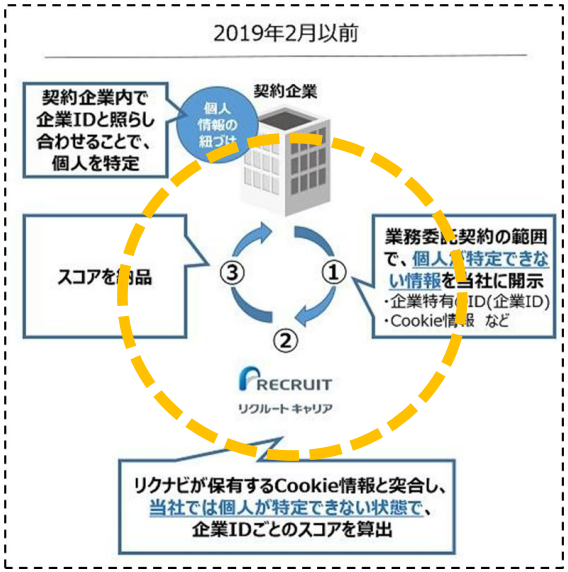

← この部分だけ個人関連情報として規制

← 野放しだったここを外部送信として規制

電気通信事業におけるガバナンス強化に係る基本的な考え方

- 電気通信事業を取り巻く環境の変化により、**情報の漏えい・不適正な取扱い等や電気通信サービスの停止**が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながり得る。

1. 個人的法益

- ✓ 情報漏えい等の防止によるユーザのプライバシーの保護
- ✓ 電気通信サービスの円滑な提供を通じた、ユーザの利便性の確保
- ✓ ユーザによる自由な情報発信や知る権利の保障

2. 社会的法益

- ✓ 多様な社会経済活動や国民生活の確保、ひいてはデジタル社会の実現
- ✓ サイバー犯罪による経済的損失の防止
- ✓ 健全な言論環境の確保
- ✓ 電気通信サービスに係る制度そのものに対する信頼の維持

3. 国家的法益

- ✓ 健全な民主主義システムの確保
- ✓ 要人に関する情報の悪用の防止
- ✓ 機密データ等の窃取の防止
- ✓ サイバー攻撃による政府機関や重要インフラの機能停止の防止

- 電気通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除くことで、これら多様な保護法益の確保を図っていく必要がある。
- 国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展が促進されるものと考えられる。

- これらの保護法益を確保しつつ、安全で信頼性の高い電気通信サービスの提供を通じたイノベーションの促進を図っていくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクに適切に対処することが必要。
- 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保することが一層重要になっており、電気通信事業ガバナンス※の在り方について検討を行うことが求められる。

（※）電気通信事業の円滑・適切な運営を確保するための管理の仕組み

ケンブリッジアナリティカ事件

- 2016年米大統領選でトランプ陣営を、英国のEU離脱を問う国民投票では離脱派をそれぞれ支援したとされる。2018年3月、元社員クリストファー・ワイリーの告発で発覚

- 2014年頃、ケンブリッジ大学の研究者アレクサンダー・コーガンが心理クイズアプリを作成し、このアプリをFB利用登録（FBログイン）でダウンロードした約30万人のユーザーと、彼らが「友だち」として登録していたユーザーの計8700万人分のデータを取得。

- 心理学やデータ分析、アドテクノロジーなどの専門家チームがマイクロターゲティングの手法で詳細にプロファイリング。「神経症で極端に自意識過剰」「陰謀論に傾きやすい」「衝動的怒りに流される」と分析されたグループに対し、政治広告を出し、愛国者団体の集会などに誘い、「先鋭化」させていった。

クリストファー・ワイリーの告発本

自分が考えていることを話し、人々が近寄って聞いてくれ、自分の経験などを共有するのと異なり、ひとりひとりの耳元で、ささやくように、それも一人一人に、もしかすると違うことをささやいていく。

私たちは社会の分裂を進めていると思います。もう人々は経験を共有できなくなっています。そして、同じ理解をすることもできなくなっている。社会事象について同じ理解を持てなければ、社会を運営していくことなんてできるでしょうか？

（ガーディアンへのインタビューで）

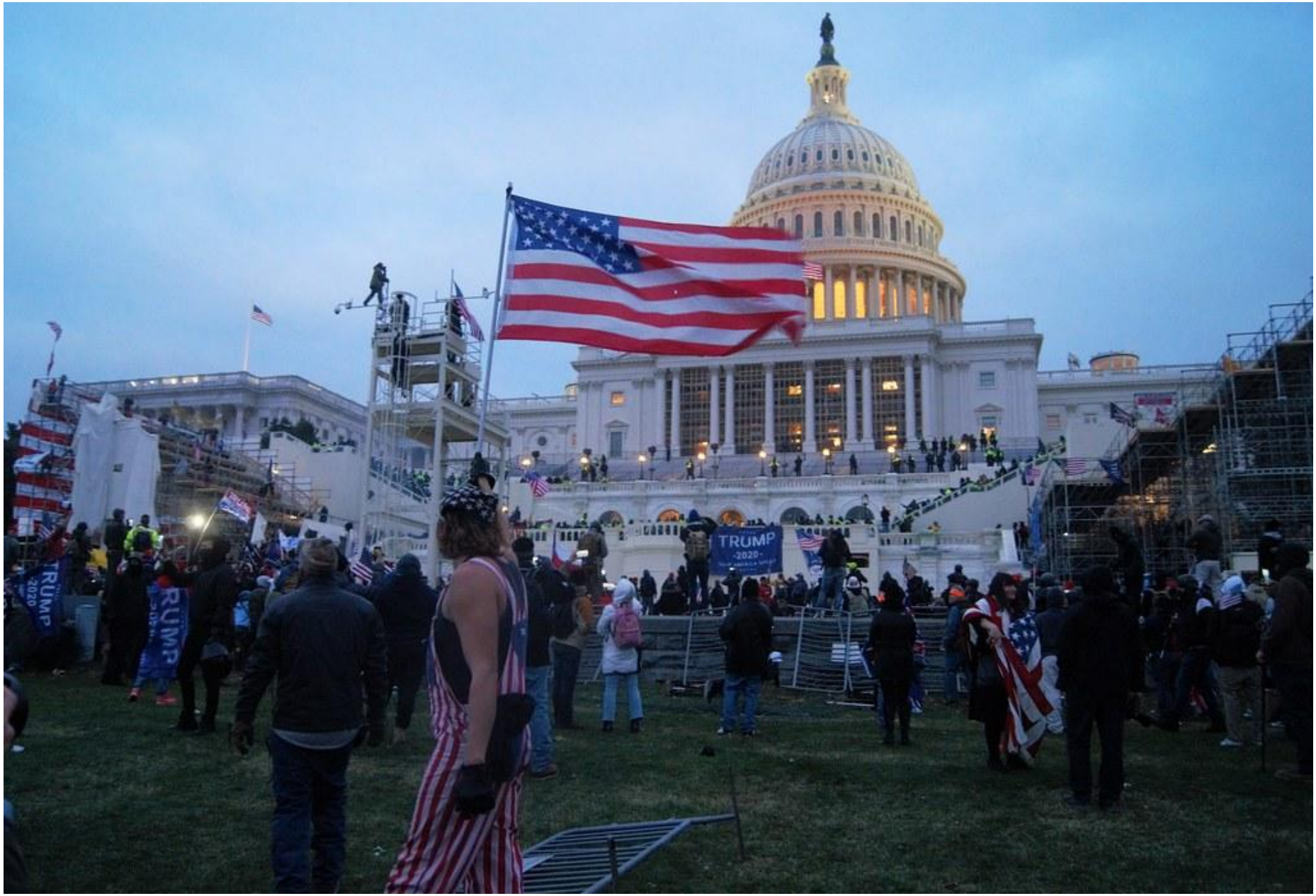

操作された人たちは、大統領選の結果すらも信じられなくなり、さらなる国家的混乱を巻き起こすことに。

平成30年10月22日
個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律に基づく指導について

個人情報保護委員会は、平成30年10月22日付けで、フェイスブックインクに対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第41条及び第75条の規定に基づき、次のとおり指導を行いましたので、お知らせします。

1. フェイスブック社が提供する「いいね！」ボタンが設置されているウェブサイトを閲覧した場合、ボタンを押さなくてもユーザーＩＤやアクセス履歴等の情報がフェイスブック社に送信されてしまう事案や、性格診断アプリにより取得した個人情報の一部がコンサルティング会社に不正に提供されていた事案が生じたことに対し、ユーザーへの分かりやすい説明や本人からの同意の取得の徹底及び同社がプラットフォーマーとしての責任を認識し、プラットフォーム上のアプリケーションの活動状況の監視を徹底すること等を求めた。

お知らせ
報道発表
平成30年度
平成29年度
平成28年度
平成27年度
平成26年度
平成25年度
意見募集
調達情報
採用情報

「いいねボタン」によるウェブサイトの外部送信

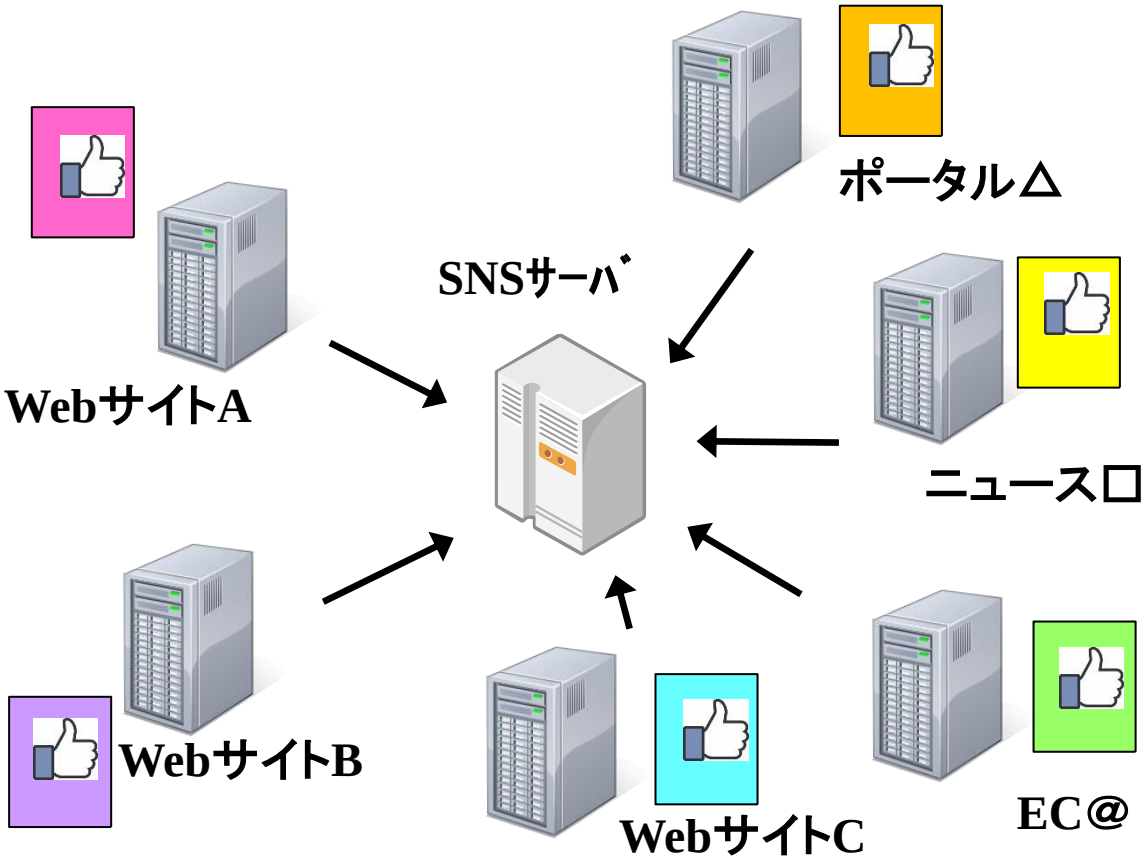

- 「ボタン」を設置したwebサイトの閲覧履歴をSNSは取得することができる。
- SNS側で登録情報と結合して、個人情報となることが問題

FBの広告配信サービス

メールアドレスを渡すから、この人に政治広告を出して

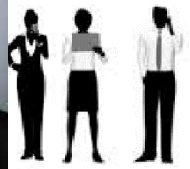

メアドや電話番号

ケンブリッジアナリティカ

FBユーザー

- 「陰謀論に傾く」
- 「怒りに流される」

ケンブリッジアナリティカ事件の教訓

- 選挙に影響を与える目的だがその過程で社会の分断が生じる
- 選挙に影響を受けるということは国のあり方に影響されるということ
- 安全保障上の問題も（選挙に外国の関与を許す）

- これらが可能になったのは、①詳細なプロファイリングが可能なFBのユーザーデータベース、②FBの広告配信の仕組み（メールアドレス等で出し分けられる）、③FBのレコメンドの仕組み。があったから。
- それらによって、人が操作（マインドハッキング）され、狙い通りの行動をとることになった。

まとめ

SPSIとウェブサイトの外部送信

- ウェブサイトの外部送信とアプリの外部送信は、同様かつ並列的に扱われてきた。
- リクナビ事件やケンブリッジアナリティカ事件においても、ウェブサイトの外部送信によって収集されたデータが多く利用されたのではないか。
- SPSIの目的がスマートフォン利用者情報の安全安心であるならば、ウェブサイトの外部送信を除外するのは不合理ではないか。

ご清聴ありがとうございました